

大阪府石綿飛散防止対策セミナー

解体・改修・補修工事の発注者及び施工者の皆さま向けに開催します。

石綿を使用した建築物等の解体等工事においては、発注者と施工者とが大気汚染防止法及び府条例に定められた義務を果たし、石綿飛散防止対策の徹底を図る必要があります。(規制の概要については裏面をご覧ください。)

本セミナーでは、発注者及び施工者の皆さまに参考となる石綿飛散防止対策等についてご説明します。是非ご参加ください。

●日時：平成 29 年 6 月 28 日（水）14 時から 16 時まで（13 時 30 分開場）

●会場：大阪府庁新別館南館 8 階大研修室
(大阪市中央区大手前 3 丁目 1-43)

●定員：400 名（参加無料）

●講演内容

1. 石綿問題の現状と健康影響について

講師：内山巖雄

(京都大学名誉教授)



2. 大気汚染防止法及び大阪府条例の石綿規制について

【事前調査、作業届出の作成方法、石綿濃度測定、作業事例と留意事項】

講師：大阪府、大阪市



【行き方】地下鉄谷町線または中央線『谷町四丁目』駅下車(1-A)出口：徒歩1分(地下1階がパスポートセンターの建物です。)

※参加の申し込みは、インターネットにより「大阪府 石綿 セミナー」で検索いただくか、この FAX 申込用送信票をご利用ください。

大阪府環境管理室大気指導グループ宛て (FAX: 06-6210-9584)

会社名：	
会社所在市町村：	参加希望人数： 人
担当部署名：	氏名：
TEL：	氏名：
FAX：	氏名：

■ 申し込み期間等 ※定員に達し次第受付を終了しますので、あらかじめご了承ください。

平成 29 年 5 月 17 日（水）14 時から 6 月 27 日（火）の間にお申し込みください。

<問い合わせ先>大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課大気指導グループ TEL：06-6210-9581

建築物等の解体・改修・補修工事を発注、施工する皆さまへ

解体等工事では石綿飛散防止対策が必要です！

石綿による環境への影響を防ぐため、施工者は解体等工事前の事前調査及び適切な石綿飛散防止対策を実施し、また、発注者は費用・工期に配慮した契約の締結及び事前の法・条例に基づく届出を行うなど、発注者、施工者それぞれが適切な対策を講じる必要があります。

☆石綿に関する事前調査が必要です。

解体等工事の前に実施する石綿に関する事前調査が、石綿飛散防止対策の要となります。

施工者は、設計図書その他資料の確認、目視及び建材分析によって事前調査を実施し、発注者に対してその結果の説明を書面で行う必要があります。

工事現場において、施工者は、事前調査結果を掲示し、また、事前調査結果の書面を備え付け、閲覧に供する必要があります。

発注者及び施工者は、事前調査結果の書面を3年間保存する必要があります。

事前調査の結果及び建築物の石綿含有率に関するお知らせ

調査項目	調査結果	調査方法	調査場所	調査日時	調査者
事前調査の実施状況	〇〇〇株式会社から事前調査結果通知書により、石綿含有率調査	目視調査	〇〇〇株式会社 12号棟	2023年 〇月 〇日	〇〇〇株式会社
事前調査の方法（調査項目）	目視調査、目視調査、目視調査	目視調査	〇〇〇株式会社 12号棟	2023年 〇月 〇日	〇〇〇株式会社
事前調査の結果（調査項目）	目視調査の結果、目視調査の結果、目視調査の結果	目視調査	〇〇〇株式会社 12号棟	2023年 〇月 〇日	〇〇〇株式会社
事前調査の結果（調査項目）	目視調査の結果、目視調査の結果、目視調査の結果	目視調査	〇〇〇株式会社 12号棟	2023年 〇月 〇日	〇〇〇株式会社
事前調査の結果（調査項目）	目視調査の結果、目視調査の結果、目視調査の結果	目視調査	〇〇〇株式会社 12号棟	2023年 〇月 〇日	〇〇〇株式会社

事前調査及び作業に係る掲示板

☆適切な石綿飛散防止対策が必要です。

石綿を含有する建築材料を使用した建築物等の解体等工事では、負圧隔離養生、集じん機の使用等の作業基準等を遵守し、石綿飛散防止対策を適切に実施する必要があります。

また工事中は、大気中の石綿濃度の敷地境界基準を遵守する必要があります。



隔離養生区画内（除去作業前）

☆適切な費用・工期で解体等工事の契約をしてください。

発注者は事前調査が正確かつ円滑に実施されるよう、施工者に設計図書等の必要な情報を提供してください。また、発注者は石綿飛散防止対策の施工方法、工期や費用等を施工者と十分に検討し、作業基準や敷地境界基準の遵守の妨げとならないよう配慮して契約を締結してください。

☆届出は発注者の義務です。

石綿に係る解体等工事については、原因者負担の原則を踏まえ、発注者が作業開始の14日前までに届出をする義務があります。

<お問い合わせ先>

大阪府環境農林水産部環境管理室事業所指導課大気指導グループ
 〒559-8555 大阪市住之江区南港北 1-14-16 大阪府咲洲庁舎 21 階
 TEL : 06-6210-9581 FAX : 06-6210-9584

大阪府 石綿

検索

で検索！